○農林水産省告示第千九百十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
野北漁港	第二種漁港	福岡県糸島郡志摩町	糸島市	平成二十二年一月一日
岐志漁港	第二種漁港	福岡県糸島郡志摩町	糸島市	平成二十二年一月一日
船越漁港	第二種漁港	福岡県糸島郡志摩町	糸島市	平成二十二年一月一日
加布里漁港	第二種漁港	福岡県前原市	糸島市	平成二十二年一月一日

○経済産業省告示第三百六十号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十一条第二号の規定により、国内登録検査機関の登録を取り消したので、同法第四十四条第五号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

（一）国内登録検査機関の名称及び住所

株式会社コスモス・コーポレイション

三重県度会郡度会町大野木3571番地2

（二）登録の区分

一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）

二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）

三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）

四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）

五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）

六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）

七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）

八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）

九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）

十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）

十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）

十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）

十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）

十四　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）

十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）

十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）

十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）

十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）

（二）取消年月日

平成二十一年十二月十六日

○経済産業省環境省告示第六号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）様式第一の備考3及び別紙の備考5並びに様式第二の備考5の規定に基づき、平成十九年経済産業省・環境省告示第一号（温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

環境大臣　小沢　鋭仁

題名中「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令」を「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に改める。

本文中「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令」を「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に、「様式第一の別紙の備考1及び」を「様式第一の備考3及び別紙の備考5並びに」に改め、第二項中「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令第四条第二項第二号」を「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第三号」に改める。

○経済産業省環境省告示第七号

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省環境省令第四号）第二条及び第五条第二項の規定に基づき、平成十九年経済産業省・環境省告示第二号（温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令の規定に基づき、ファイルへの記録の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

環境大臣　小沢　鋭仁

題名及び本文中「温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令」を「温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令」に改める。

○経済産業省環境省告示第八号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び同令第二条第四項第一号及び第二号に掲げる係数に代替する係数を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

環境大臣　小沢　鋭仁

一　電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数は、次の表の左欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の右欄に掲げる数値とする。

北海道電力株式会社	0.000588
東北電力株式会社	0.000469
東京電力株式会社	0.000418